平成27年3月30日告示第24号

改正

平成28年3月31日告示第25号 平成30年12月3日告示第127号 令和2年3月31日告示第25号 令和2年10月30日告示第109号 令和4年3月30日告示第19号 令和6年4月30日告示第66号

五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における空き家を有効に活用し、本市への移住者又は子育て世代である新婚家庭の夫婦の定住促進を図るため、予算の定めるところにより、空き家の改修又は家財処分を行う者に対し、空き家活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空き家 市内に存する戸建て住宅(賃貸又は分譲を目的とするものを除く。)であって、 空き家バンク(五島市空き家バンク実施要綱(平成28年五島市告示第25号)第2条第3号に規 定する空き家バンクをいう。以下同じ。)に登録されているものをいう。
  - (2) 移住者 市に転入した者で、転入日から1年を経過していないもの及び市に転入しようと する者で、第10条の規定による実績報告書を提出する日までに市への転入の手続を完了するもの
  - (3) 新婚家庭の夫婦 規則第4条に規定する交付の申請を行う日において婚姻後3年以内の夫婦であって、当該日においてそれぞれの年齢が40歳未満であるもの又は第10条の規定による実績報告書を提出する日までに婚姻をする男女であって、交付の申請を行う日においてそれぞれの年齢が40歳未満であるものをいう。
  - (4) 家財処分 空き家内の不要な家財道具を運搬し、及び処分し、並びに空き家内を清掃する

ことをいう。

- (5) 所有者 空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (6) 入居者 空き家バンクを通じて、所有者から空き家を購入又は賃借し、当該空き家に居住しようとする者をいう。

(補助の対象者)

- 第3条 補助の対象となる者は、市税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するもの (国家公務員又は地方公務員である者を除く。)とする。
  - (1) 移住者である入居者
  - (2) 市内に住所を有する新婚家庭の夫婦の一方である入居者であって、3親等以内の親族間において、空き家を購入又は賃借していないもの
  - (3) 空き家の所有者であって、前2号に掲げる入居者のいずれかに空き家を賃貸しようとする 者又は空き家を賃貸した日から1年を経過していない者

(補助の対象工事)

- 第4条 補助の対象となる事業は、空き家の全部又は一部に対して行う別表の左欄に掲げる改修又は家財処分とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する改修又は家財処分は、補助の対象と しない。
  - (1) 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人若しくは市内に事業所を有する法人(県内に本店を有する法人に限る。)以外の者が行う改修又は家財処分
  - (2) 家財処分のうち不要な家財道具の運搬及び処分について、一般廃棄物収集運搬業許可業者 (法人にあっては、長崎県内に本店を有するものに限る。)以外の者が行うもの
  - (3) 補助金の交付の決定の通知を受ける前に着手した改修又は家財処分
  - (4) 補助金を交付申請する日の属する市の会計年度の3月10日までに完了することができない 改修又は家財処分
  - (5) その他市長が補助の対象として不適当と認める改修又は家財処分 (補助の対象経費、補助額等)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は、別表の とおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が実施している他の住宅等の改修等に係る補助(以下

「他の公的補助」という。)を受ける場合においては、補助金の交付の対象となる経費のうち、 他の公的補助の対象となる部分については、補助金の交付の対象としない。

- 3 補助金の交付は、空き家1棟につき、改修又は家財処分それぞれ1回限りとする。 (申請書の提出期限)
- 第6条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度別に定める。

(申請書に添付すべき書類)

- 第7条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業実施計画書(様式第1号)
  - (2) 承諾書(様式第2号) (申請者が第3条第1号に規定する者の場合に限る。)
  - (3) 誓約書(様式第2号の2)
  - (4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し(申請者が第3条第1号に規定する者の場合 に限る。)
  - (5) 住民票の写し(申請者が市に転入した者又は新婚家庭の夫婦の一方である場合に限る。)
  - (6) 新婚家庭の夫婦であることが確認できる戸籍謄本等(申請者が第3条第1号に規定する市内に住所を有する新婚家庭の夫婦(婚姻前の男女を除く。)の一方である場合に限る。)
  - (7) 市税を滞納していないことを証する書類
  - (8) 補助金により改修又は家財処分をする空き家の所有者を確認できる書類(登記事項証明書 又は固定資産税評価証明書)
  - (9) 見積書(改修又は家財処分を行う部分の内容が確認できるものであって、その内訳の明細が分かるもの)の写し
  - (10) 改修を行う予定箇所の写真又は処分する家財道具の写真
  - (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

- 第7条の2 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。
  - (1) 申請者が第3条第1号及び第2号に該当する者にあっては、補助金の交付を受けてから5年以上、改修又は家財処分する空き家に居住すること。
  - (2) 申請者が第3条第3号に該当する者であって、移住者に空き家を賃貸しようとするもの又 は移住者に空き家を賃貸した日から1年を経過していないものにあっては、次に掲げる区分に 応じ、それぞれに定める年数以上、改修又は家財処分を行う空き家を移住者の居住の用に供す ること。

- ア 改修を行う場合 補助金の交付を受けてから10年
- イ 家財処分を行う場合 補助金の交付を受けてから5年
- (3) 申請者が第3条第3号に該当する者(前号に規定する者を除く。)にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める年数以上、改修又は家財処分を行う空き家を市内に住所を有する移住者又は新婚家庭の夫婦の居住の用に供すること。
- ア 改修を行う場合 補助金の交付を受けてから10年
- イ 家財処分を行う場合 補助金の交付を受けてから5年

(補助金の交付決定の取消し)

- 第7条の3 前条第1号の条件に違反した場合の規則第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しは、交付決定額のうち、次の各号に掲げる補助金の交付を受けてから市外への転出までの期間の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
  - (1) 3年未満 全額
  - (2) 3年以上5年未満 2分の1の額

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の 決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更等の承認)

- 第9条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、空き家活用促進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。
- 2 規則第11条第2項第2号の規定による中止又は廃止の承認を受けようとするときは、空き家活 用促進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。
- 3 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の額の変更とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の3月31日のいずれか早い期日までに行うものとする。
- 2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業完了証明書(様式第5号)
  - (2) 補助対象事業の成果が確認できる写真

- (3) 住民票の写し(申請者が第3条第1号に規定する者であって、規則第4条の規定による申請書の提出後に市へ転入したものである場合に限る。)
- (4) 新婚家庭の夫婦であることが確認できる戸籍謄本等(申請者が第3条第1号に規定する市内に住所を有する新婚家庭の夫婦の一方である場合(第7条第6号の規定により既に提出している場合を除く。)に限る。)
- (5) 改修又は家財処分に関する領収書又は請求書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

- 第11条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。
- 2 規則第16条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による交付請求書に添付すべき書類は、請求内訳書(様式第6号)とする。

(財産の処分の制限)

- 第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年 大蔵省令第15号)に定められている財産については、同令に定める耐用年数に相当する期間とす る。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第25号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附** 則(平成30年12月3日告示第127号)

この告示は、平成30年12月3日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者から適用し、 同日前に転入した者については、なお従前の例による。

**附** 則(令和2年10月30日告示第109号)

この告示は、令和2年10月30日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の第7条の3の規定は、この告示の施行の日以後になされる交付の申請 に係る空き家活用促進事業補助金から適用する。
- 3 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に空き家を購入し、又は賃借 した者から適用し、同日前に空き家を購入し、又は賃借した者については、なお従前の例による。 附 則(令和6年4月30日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月30日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の第1条、第2条、第4条、第5条第3項、第7条、第7条の2、第1 0条、別表、様式第1号、様式第2号、様式第2号の2及び様式第5号の規定は、この告示の施 行の日以後になされる交付の申請に係る空き家活用促進事業補助金から適用する。

別表(第4条、第5条関係)

	対象事業	補助対象経費	補助額
空家改修	空き家の改修に係るものの うち、次に掲げるものとす る。 (1) 台所、浴室、便所、洗 面所、内装、屋根、外壁、設 備等の改修 (2) その他市長が必要と認 めるもの	左欄に掲げる改修に要する 経費の合計額(その額が10 万円未満の場合を除く。)と する。	補助対象経費の2分の1以 内の額(その額に1,000 円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)。 ただし、空き家の改修1件 当たり第3条第1号に該当 する者にあっては50万円、 第3条第2号又は第3号に 該当する者にあっては10 0万円を限度とする。

空家家処外	空き家の家財処分に係るもののうち、次に掲げるものとする。 (1) 空き家内の不要な家財道具(家具、衣類、食器、家電等)の処分場への運搬及び処分 (2) 家財処分後の住宅部分の清掃 (3) その他市長が必要と認めるもの	左欄に掲げる家財処分等に要する経費の合計額とする。	補助対象経費の2分の1以 内の額(その額に1,000 円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)。 ただし、20万円を限度とす る。
-------	--	---------------------------	---

#### 様式第1号(第7条関係)

## 事業実施計画書

区			分	空き家の改	多	· 空	Eき家の	家財処分	
	申 請			住所					
ш		ı	≠.	氏名					
甲		者	所有者との関係						
				連絡先					
atr	と字の	能力	- Juh	所在地					
	き家の		: JU	所有者名					
及(	び所有	伯		連絡先					
				所在地					
1/10	仁	Ale.	少.	名称					
施	行	業	者	代表者名					
				連絡先					
物	件 所	在	地	五島市					
				箇所、内容等	金額	(単位: P	9)	摘要	
事	業の	概	要						
4	* *	19/4	女						
補」	助対	象 経	費		円	(消費税を	(含む。)		
補」	助金	申請	額		円				
	MIA	Hen		着手 年	月	日			
事	業	期	間	完了 年	月	日			
確	認	事	項	上記事業について、	国、県	具等の補助	の有無	有・無	

承諾書

(宛先) 五島市長

住所氏名

年度空き家活用促進事業補助金交付申請について、五島市空き家活 用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。

記

#### 【承諾事項】

- (1) 申請者が、改修又は家財処分を行うこと。
- (2) 申請者が、改修を行う場合は補助金の交付を受けてから10年以上、 家財処分を行う場合は補助金の交付を受けてから5年以上、当該改修 又は家財処分を行った空き家を申請者(申請者が退去した場合は、次 に掲げる場合に応じ、それぞれに定める者)の居住の用に供すること、 又は居住の用に供するために五島市空き家バンクに登録すること。
  - ア 申請者が移住者である場合 移住者
  - イ 申請者が新婚家庭の夫婦の一方である場合 移住者又は新婚家庭 の夫婦

上記の事項について、承諾します。

所	有	者	の	住	所	〒 -
所	有	者	の	氏	名	(F)
空	き	家の	の所	在	地	

年 月 日

(宛先) 五島市長

住所

#### 誓 約 書

年度空き家活用促進事業補助金の交付を受けるに当たり、当該補助金の交付の決定を受けて居住を開始した日から5年以上、改修又は家財処分する空き家に居住すること(空き家を改修した場合は当該補助金の交付の決定を受けた日から10年以上、空き家の家財処分を行った場合は当該補助金の交付の決定を受けた日から5年以上、五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱第3条第1号に規定する移住者(新婚家庭の夫婦)の要件に該当する者の居住の用に供すること)を誓約します。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付 を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

(宛先) 五島市長

申請者 住 所 氏 名

# 空き家活用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け五島市指令 第 号で交付決定の通知があった空き家活用促進事業補助金について、次のとおり補助対象経費を変更したいので、五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号)第1 1条第2項の規定により承認されるよう申請します。

#### 1 変更の理由

### 2 変更の内容

(様式は、様式第1号に準じ、変更前を上段に括弧書きし、変更後の内容が 対比できるように作成すること。) (宛先) 五島市長

(申請者)

〒 −

住所

氏名

電話番号

空き家活用促進事業補助金中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け 五島市指令第 号で交付決定の通知があった空き家活用促進事業補助金について、次のとおり中止(廃止)したいので、五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号)第11条第2項の規定により承認されるよう申請します。

### 1. 交付決定通知

交付決定年月日	年	月	日	交付決定番号	第	号
交付決定額						円

2.	中止	(廃止)	の理由
----	----	------	-----

#### 様式第5号(第10条関係)

## 事業完了証明書

区				分	空き	家の改	修 •	空き家	の家財	撤去
物	件	所	在	地	五島市					
物	件	所	有	者						
事	業		期	間	年	月	日から	年	月	日まで
事	業		内	容						
事	業		金	額						
( ž	肖費和	兇を	含む	。)	(うち本事	業補助	対象経費			円)

様 お 筆	6 문	(笙11	冬関係)

請求內訳書

1 補助対象経費

2 内訳書 (単位:円)

交 付 (変更交付) 決 定 額	交付決定 (変更交付) 年月日	既受領額	今回請求額	残額